

学校体育施設開放時間短縮に伴う使用料の還付手続きについて
(令和 3 年 7 月 12 日以降)

愛知県を対象とするまん延防止等重点措置が 7 月 11 日をもって解除され、7 月 12 日(月)から 8 月 11 日(水)まで愛知県独自の厳重警戒措置への移行が決定されました。これを受け、これまで午後 8 時までとしていた学校体育施設開放事業における施設の開放時間を午後 9 時までに変更いたします。それに伴い、還付金額も下記のとおり変更となります。なお、利用をキャンセルする場合には、従来通り振替対応といたします。

<対象期間>

令和 3 年 7 月 12 日(月)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

<対象者>

午後 9 時をまたぐ利用区分の利用者であり、開放時間の短縮により、午後 9 時以降に使用しなかったもの

<還付使用料>

令和 3 年 4 月 20 日(火)から 5 月 11 日(火)及び令和 3 年 7 月 12 日(月)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後 9 時	150 円/回
武道場	午後10時		50 円/回

※校庭は本来の開放時間(午後 9 時まで)になるため、還付はありません。

※分割使用することができる体育館につきましては、その使用料に応じて還付いたします。

令和 3 年 5 月 12 日(水)から令和 3 年 7 月 11 日(日)まで

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後8時	300 円/回
武道場	午後10時		100 円/回
校庭	午後9時		170 円/回

<申請手続き>

「(別紙1)学校体育施設開放事業施設使用料還付請求書(7 月 12 日以降)」に必要事項を記入の上、「スポーツのまち」づくり課までご提出ください。

※複数回使用分まとめたの請求にご協力ください。

※提出後、請求書の内容と「使用許可申請書」の内容を確認させていただきます。

※請求書の申請者名と口座振込先が異なる場合には、委任状を併せてご提出ください。

<申請期間>

令和 3 年 4 月 20 日(火) から当面の間

<提出場所及び問い合わせ先>

豊橋市役所 西館 3 階 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課(郵送可)

TEL:0532-51-2864